

区 委 員 会 議 事 録

第2回区委員会

1：開催日時

平成23年11月29日（火）午後2時～午後3時まで

2：開催場所

豊山町役場会議室1

3：出席者

区委員6名中6名出席

鈴木幸育町長、事務局5名

4：議題

(1) 平成23年度農業用施設維持修繕要望箇所について

(2) その他

5：会議資料

平成23年度農業用施設維持修繕要望箇所調書（豊場区）

農業用施設配置図（豊場地区）

平成23年度農業用施設維持修繕要望箇所調書（青山区）

農業用施設配置図（青山地区）

図書「イラスト 新鮮野菜づくり」

冊子「チャレンジ！野菜づくり」

6：議事内容

(1) 平成23年度農業用施設維持修繕要望箇所について

・平成23年度農業用施設維持修繕箇所要望調書（豊場区）及び同（青山区）に基づき説明。

・質疑応答（要旨）は以下のとおり。

A委員：西行堂のゲートは問題なく最後までおりるんですね。

課長補佐：点検実施済みで業者から異常ありの報告を受けておりませんが、念のため再度確認します。

A委員：可動堰の西友から東に向かった突き当たりの所ともう一つ北の所は使用していない。

課長：堰の番号で言うと豊山ー9と豊山ー10ですね。来年度境川のゲートを触った後、ユニット撤去も含めて検討したいと思います。

B委員：社教センターの北の水路は田がなくなりましたが用水を流す必要がありますか。

課長補佐：区長判断でバルブを閉めていただいて構いません。

B委員：バルブが固着していて閉まらないかもしれない。

課長補佐：確認して閉めておきます。

C委員：水漏れについては、用水が流れてないと分からない。

課長補佐：用水の時期に確認して中干し時に対応ということもできますので、大丈夫です。

B委員：苗田に水が入らないといった苦情があって、委員が不在の場合は、役場が苦情対応していただけますか。

課長補佐：基本的に現場に行って、用水路が壊れている等については、役場で対応できますが、用水の取り回しは、受益者の代表である皆様でないとできないので、区委員が不在であることを説明して待っていただくという対応になります。

D委員：豊中の南のスクリーンが二重に設置してあるから、手前のスクリーンの下を切れば新しいスクリーンを付けなくても良いのでは。

課長補佐：下を切ってゴミが引っかからないようにすればいいですよ。

D委員：それだと下流の富士の旧綿貫医院の所のものすごい深い所で引っかかって困る。

担当：現場確認のときに教えてください。

A委員：牛山の堰の守の人と始めだけ顔つなぎができれば、堰き立ての加減をお願いできるので、新年度の名簿ができたくらいで、顔つなぎができるとう助かる。

D委員：大山川の堰の上の護岸がめくれているところがあるけどそれでいいのか。

課長補佐：現場を確認して管理者である県に報告します。

E委員：神明ポンプの能力が大きすぎて電気代がもったいない。もっと小さくていい。

課長補佐：現在350のポンプですが、例えば200のポンプを設置するにしても制御するシステムを含めて800万から1000万かかりますのでご理解願います。

F委員：ある地区でポンプを使って用水を畑に使用している人がいる。苗田の時期に全く下に用水が回らず大変だった。何回かお願いしたが、説明がうまく出来ず困っている。そういうときに使用するチラシを役場で作れないか。こういうことは木津用水に頼んだ方がいいのか。

課長補佐：木津用水と組合員の間の話で、役場に何の権限もなく関与できない。そこで木津用水にも確認したが、組合員が払っている用水費は幹線の維持管理のためのもので末端までは関知できないとのことだった。

F委員：町長にもお願いしている所だけど、トラブルになりかねない状

況で困っている。

課長補佐：トラブルになってもいけないので、そういった場合は、役場も一緒に行きます。

担当：私も木津に確認したんですが、パトロール等する場合もあって、見つければその場で注意するが、文書までは出していないとのことだった。

F委員：朝の早い時間や役場が休みの時にやるから困っている。

課長補佐：用水は組合員が負担し合って維持しているから迷惑にならないようにお願いしますといった趣旨のチラシを区委員名で出すしかないかもしれません。お願いのチラシの文を次年度に向けて、区委員の方々と相談していきたいと思います。

A委員：今年度、西行堂の除草を請け負った業者が、刈った草を全部川に流した。毎年のことだから、あらかじめ厳しく言っておいてほしい。

担当：業者によって対応が大きく異なるようです。そういったお話を伺ったので、県の担当には話をしております。

(2) その他

- ・特になし。

(終了：午後3時00分)